

平成 20 年 3 月 吉日

会 員 各 位

オークション規約書一部改定のご案内

いつもシーエーエーをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

この度、シーエーエーは、規約書本文の一部、及び東北会場の開催曜日を、これまでの土曜日から火曜日へ変更に伴い、補足資料「通常クレーム申立期間」の改定を、ご案内申し上げます。ご確認の上、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

規約改定・施行日 平成 20 年 4 月 1 日 (火)

1) 規約本文の改定

第 1 章 総則 第 9 条 (管轄権の合意)

オークションの運営に伴い、会員と CAA との間に紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第 1 審の専属的な管轄裁判所とします。

2) 補足資料 東北会場 通常クレーム申立期間の改定

1. 通常クレームの申立期間

会場名	クレーム申立期間
中部会場	中部会場に開催翌週の 月曜日午後 6 時まで (開催日を含む 6 日以内) 但し、遠方会員及び天候不順等によりクレーム申立期間内に落札店へ車が到着しない場合に限り、事前申請によりクレーム申立期間の延長を認める場合がある。申請方法は専用紙に必要事項を記入し、クレーム申立期間の最終日の午後 5 時までに CAA 中部会場へ FAX にて申請すること。CAA が認めた場合のみ受付する。 中部会場専用 FAX : 0565-29-1142
東京会場 岐阜会場 東北会場	参加した会場に開催週 土曜日午後 6 時まで (開催日を含む 5 日以内) 但し、遠方会員については開催翌週の 月曜日午後 6 時までとする。

※但し、CAA が認めた特殊事情 (災害上の問題等) がある場合はこの限りではありません。